

改 正 後

(17 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書(震災特例法 20、旧震災特例法 28))

特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の取得
 予定資産の明細書(震災特例法20、旧震災特例法28)

| | | | | |
|----------------------|---|---|-----|-----|
| 事業年度 又は連結 事業年度 | ・ | ・ | 法人名 | () |
|----------------------|---|---|-----|-----|

付
表

| | | | | |
|---|-----------|-------------|-------------------|-------------------|
| 法 人 の 所 在 地 | | 代 表 者 の 氏 名 | | |
| 譲 渡 資 産 の 明 細 | 種 類 | 1 | 特別勘定として 経理した金額 | 5 |
| | 所 在 地 | 2 | 繰入限度超過額 | 6 |
| | 規 模 | 3 | | |
| | 譲 渡 年 月 日 | 4 | 年 月 日 | 特別勘定金額 (5)-(6) |
| 震災特例法第19条第1項又は 旧震災特例法第27条第1項の 表の該当号 | | 8 | 第 条 第 号該当 | 第 条 第 号該当 |
| 取 得 予 定 資 産 の 明 細 | 種 類 | 9 | | |
| | 構 造 | 10 | | |
| | 所 在 地 | 11 | | |
| | 規 模 | 12 | | |
| 取 得 予 定 年 月 日 | | 13 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | | | |

04.06改正

改 正 前

(17 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書(震災特例法 20、28))

特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の
 取得予定資産の明細書(震災特例法20、28)

| | | | | |
|----------------------|---|---|-----|-----|
| 事業年度 又は連結 事業年度 | ・ | ・ | 法人名 | () |
|----------------------|---|---|-----|-----|

付
表

| | | | | |
|---|-----------|-------------|-------------------|-------------------|
| 法 人 の 所 在 地 | | 代 表 者 の 氏 名 | | |
| 譲 渡 資 産 の 明 細 | 種 類 | 1 | 特別勘定として 経理した金額 | 5 |
| | 所 在 地 | 2 | 繰入限度超過額 | 6 |
| | 規 模 | 3 | | |
| | 譲 渡 年 月 日 | 4 | 年 月 日 | 特別勘定金額 (5)-(6) |
| 震災特例法第19条第1項又は 第27条第1項の表の該当号 | | 8 | 第 条 第 号該当 | 第 条 第 号該当 |
| 取 得 予 定 資 産 の 明 細 | 種 類 | 9 | | |
| | 構 造 | 10 | | |
| | 所 在 地 | 11 | | |
| | 規 模 | 12 | | |
| 取 得 予 定 年 月 日 | | 13 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| その他参考となるべき事項 | | | | |

23.06

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(17 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書(震災特例法 20、<u>旧震災特例法 28</u>))</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書(震災特例法20、<u>旧震災特例法28</u>)の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第20条第1項(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合又は連結法人が令和2年改正法第23条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「令和2年旧震災特例法」といいます。)第28条第1項(連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>2 この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載します。</p> <p>3 「法人名」欄は、適用を受けようとする単体法人又は連結法人に係る連結親法人の名称を記載し、その連結法人の名称をかつこの中に記載します。</p> <p>4 「法人の所在地」欄は、適用を受けようとする法人が単体法人又は連結親法人の場合には、納税地を記載します。</p> <p>5 「代表者の氏名」欄は適用を受けようとする単体法人、連結親法人又はその連結子法人の代表者の氏名を記載します。</p> <p>6 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「種類1」は、譲渡資産の種類(土地、建物(その付属設備を含みます。))、構築物の別)を記載します。</p> <p>(2) 「規模3」は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載します。</p> <p>7 「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三(五)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」の「特別勘定に経理した金額37」、「繰入限度超過額39」、「当初の特別勘定の金額41」の金額を移記します。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産の金額を個別に計算して記載します。</p> <p>8 「震災特例法第19条第1項又は旧震災特例法第27条第1項の表の該当号8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている条文及び表の該当番号を記載します。</p> <p>9 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載します。</p> <p>(2) 「所在地11」は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載します。</p> <p>(3) 「規模12」は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載します。</p> <p>10 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など震災特例法第20条又は<u>令和2年旧震災特例法第28条</u>の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。</p> | <p>(17 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の取得予定資産の明細書(震災特例法 20、28))</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の 取得予定資産の明細書(震災特例法20、28)の記載の仕方</p> <p>1 この明細書は、法人(<u>連結法人を含みます。</u>)が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第20条第1項(特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)又は第28条第1項(連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。</p> <p>2 この明細書は、当期に譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが2以上ある場合には、それぞれの資産ごとに別葉に記載します。</p> <p>3 「法人名」欄は、適用を受けようとする単体法人又は連結法人に係る連結親法人の名称を記載し、その連結法人の名称をかつこの中に記載します。</p> <p>4 「法人の所在地」欄は、適用を受けようとする法人が単体法人又は連結親法人の場合には、納税地を記載します。</p> <p>5 「代表者の氏名」欄は適用を受けようとする単体法人、連結親法人又はその連結子法人の代表者の氏名を記載します。</p> <p>6 「譲渡資産の明細」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「種類1」は、譲渡資産の種類(土地、建物(その付属設備を含みます。))、構築物の別)を記載します。</p> <p>(2) 「規模3」は、譲渡資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を記載します。</p> <p>7 「特別勘定金額の計算」の各欄は、譲渡した特定の資産のうち特別勘定を設けたものが一つの場合には、別表十三(五)「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書」の「特別勘定に経理した金額33」、「繰入限度超過額36」、「当初の特別勘定の金額37」の金額を移記します。また、特別勘定を設けた資産が2以上ある場合には、各資産の金額を個別に計算して記載します。</p> <p>8 「震災特例法第19条第1項又は第27条第1項の表の該当号8」には、取得予定資産について適用を受けることとしている条文及び表の該当番号を記載します。</p> <p>9 「取得予定資産の明細」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「種類9」及び「構造10」は、取得予定資産が減価償却資産の場合には耐用年数省令別表に定めるところに準じて記載します。</p> <p>(2) 「所在地11」は、取得予定資産の所在することとなる予定地を記載します。</p> <p>(3) 「規模12」は、取得予定資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載します。</p> <p>10 「その他参考となるべき事項」欄には、取得予定資産の取得予定価額など震災特例法第20条又は第28条の規定の適用に関し参考となるべき事項を記載します。</p> |

改 正 後

(18 特別償却の付表 (震災特例法一))

(廃 止)

改 正 前

(18 特別償却の付表 (震災特例法一))

特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2①、25の2①、旧震災特例法17の2①、25の2①)

| | | | | |
|--------------|---|---|-----|-----|
| 事業年度又は連結事業年度 | ・ | ・ | 法人名 | () |
|--------------|---|---|-----|-----|

| | | | | |
|-----------------------------------|----|--|--|--|
| 対象資産の区分 | 1 | 17条の2第1項 () 25条の2第1項 () 旧17条の2第1項 () 旧25条の2第1項 () | 17条の2第1項 () 25条の2第1項 () 旧17条の2第1項 () 旧25条の2第1項 () | 17条の2第1項 () 25条の2第1項 () 旧17条の2第1項 () 旧25条の2第1項 () |
| 事業の種類 | 2 | | | |
| (機械・装置の耐用年数表の番号) | | () | () | () |
| 対象資産の種類等 | 3 | | | |
| 対象資産の名称 | 4 | | | |
| 同上の所在地 | 5 | | | |
| 取得等年月日 | 6 | ・ | ・ | ・ |
| 事業の用に供した年月日 | 7 | ・ | ・ | ・ |
| 購入先 | 8 | | | |
| 取得価額 | 9 | 円 | 円 | 円 |
| 普通償却限度額 | 10 | | | |
| 特別償却率 | 11 | $\frac{17、25、34又は50}{100}$ | $\frac{17、25、34又は50}{100}$ | $\frac{17、25、34又は50}{100}$ |
| 特別償却限度額 ((9)-(10))又は((9)×(11)) | 12 | 円 | 円 | 円 |
| 償却・準備金方式の区分 | 13 | 償却・準備金 | 償却・準備金 | 償却・準備金 |
| 適 用 要 件 等 | | | | |
| 認定地方公共団体等による指定年月日 | 14 | ・ | ・ | ・ |
| 認定地方公共団体等の名称 | 15 | | | |
| 特定復興産業集積区域等の名称 | 16 | | | |
| 復興推進事業の実施に係る認定年月日 | 17 | ・ | ・ | ・ |

03.06改正

特別償却の付表 (震災一) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(18 特別償却の付表（震災特例法一））</p> <p>(廃 止)</p> | <p>(18 特別償却の付表（震災特例法一））</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震一）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震一）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2第1項《連結法人が特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の2第1項若しくは第25条の2第1項に規定する特定機械装置等（以下「特定機械装置等」といいます。））、令和3年改正法附則第95条第2項《復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却に関する経過措置》若しくは第107条第2項《連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却に関する経過措置》に規定する旧特定機械装置等（以下「旧特定機械装置等」といいます。）又は令和3年旧震災特例法第17条の2第1項の表の第1号の第4欄若しくは第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に掲げる減価償却資産をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。</p> <p>3 「対象資産の区分1」は、対象資産が震災特例法第17条の2第1項若しくは第25条の2第1項又は令和3年旧震災特例法第17条の2第1項若しくは第25条の2第1項</p> <p>のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。</p> <p>なお、対象資産が次に掲げる資産に該当する場合には、（ ）内はその資産の区分に応じそれぞれ次のように記載します。</p> <p>(1) 旧特定機械装置等…令和3年改正法附則第95条第2項第1号又は第107条第2項第1号の細分を、例えば「イ」、「ロ」のように記載します。</p> <p>(2) 令和3年旧震災特例法第17条の2第1項の表の第1号の第4欄又は第25条の2第1項の表の第1号の第4欄に掲げる減価償却資産…令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号又は第25条の2第4項第1号の細分（イからへまで）を、例えば「イ」、「ロ」のように記載します。</p> <p>4 「事業の種類2」には、産業集積事業（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ《定義》に掲げる事業をいいます。以下同じです。）若しくは建築物整備事業（同号ロに掲げる事業をいいます。以下同じです。）又は旧産業集積事業（復興庁設置法等改正法による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧復興特区法」といいます。）第2条第3項第2号イ《定義》（復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法（以下「旧福島復興特措法」といいます。）第74条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に掲げる事業をいいます。以下同じです。）若しくは旧建築物整備事業（同号ロ（旧福島復興特措法第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。））に掲げる事業をいいます。以下同じです。）のいずれかを記載します。</p> <p>5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。</p> <p>なお、「事業の種類2」に記載した事業が建築物整備事業又は旧建築物整備事業である場合には、この制度の対象資産は建物及びその附属設備に限られます。</p> <p>6 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。</p> <p>7 「同上の所在地5」には、特定復興産業集積区域等（復興特区法第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域、令和3年改正法附則第95条第2項若しくは第107条第2項に規定する旧復興産業集積区域（以下「旧復興産業集</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>(18 特別償却の付表（震災特例法一））</p> <p>積区域」といいます。）又は旧復興特区法第4条第2項第4号イ《復興推進計画の認定》に規定する復興産業集積区域をいいます。以下同じです。）内にある対象資産の所在地を記載します。</p> <p>8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。</p> <p>ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。</p> <p>9 「普通償却限度額10」は、対象資産が旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号イ若しくは第107条第2項第1号イに掲げる機械及び装置又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号イ若しくは第25条の2第4項第1号イに掲げる機械及び装置である場合に、旧産業集積事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。</p> <p>10 「特別償却率11」の分子は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。</p> <p>(1) 機械及び装置</p> <p>イ 特定機械装置等のうち機械及び装置、旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ロ若しくは第107条第2項第1号ロに掲げる機械及び装置又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ロ若しくは第25条の2第4項第1号ロに掲げる機械及び装置に該当する場合…「50」</p> <p>ロ 旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ハ若しくは第107条第2項第1号ハに掲げる機械及び装置又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ハ若しくは第25条の2第4項第1号ハに掲げる機械及び装置に該当する場合…「34」</p> <p>(2) 建物及びその附属設備並びに構築物</p> <p>イ 特定機械装置等のうち建物及びその附属設備並びに構築物、旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95条第2項第1号ニ及びホ若しくは第107条第2項第1号ニ及びホに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号ニ及びホ若しくは第25条の2第4項第1号ニ及びホに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「25」</p> <p>ロ 旧特定機械装置等のうち令和3年改正法附則第95</p> | <p>(18 特別償却の付表（震災特例法一））</p> <p>条第2項第1号へ若しくは第107条第2項第1号へに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物又は令和3年旧震災特例法第17条の2第4項第1号へ若しくは第25条の2第4項第1号へに掲げる建物及びその附属設備並びに構築物に該当する場合…「17」</p> <p>11 「特別償却限度額12」は、次の区分に応じそれぞれ次の算式により計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 9の場合…(9)－(10)</p> <p>(2) (1)以外の場合…(9)×(11)</p> <p>12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「認定地方公共団体等による指定年月日14」には、復興特区法第37条第1項の規定により認定地方公共団体（復興特区法第4条第1項《復興推進計画の認定》に規定する復興推進計画につき同条第9項の認定（変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団体をいいます。以下同じです。）の指定を受けた年月日又は旧復興特区法第37条第1項の規定により旧認定地方公共団体（旧復興特区法第4条第1項に規定する復興推進計画につき同条第9項（旧福島復興特措法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の認定（変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団体をいいます。以下同じです。）の指定を受けた年月日を記載します。</p> <p>(2) 「認定地方公共団体等の名称15」には、認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体の名称を記載します。</p> <p>(3) 「特定復興産業集積区域等の名称16」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように特定復興産業集積区域等の名称を記載します。</p> <p>(4) 「復興推進事業の実施に係る認定年月日17」には、東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第1項《報告書の提出時期及び手続》の実施状況報告書の復興推進事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得等に関し認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体から交付された認定書の年月日を記載します。</p> <p>なお、令和3年4月1日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人又は連結法人が、同日から令和6年3月31日までの間に、旧復興産業集積区域内において旧産業集積事業又は旧建築物整備事業の用に供した旧特定機械装置等につきこの制度の適用を受ける場合には、令和3年3月31日を含む事業年度又は連結事業年</p> |

改正後

(18 特別償却の付表（震災特例法一））

改正前

(18 特別償却の付表（震災特例法一））

度に係る旧認定地方公共団体から交付された認定書に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により同日までにこれらの事業の用

に供することができなかつたと認められる資産として記載されている必要があります。

改 正 後

(19 特別償却の付表 (震災特例法一の二))

(廃 止)

改 正 前

(19 特別償却の付表 (震災特例法一の二))

企業立地促進区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2の2①、25の2の2①、旧震災特例法17の2の2①、25の2の2①)

| | | | |
|----------------------|--------|-----|-----|
| 事業年度 又は連結 事業年度 | ・ ・ | 法人名 | () |
|----------------------|--------|-----|-----|

| | | | | |
|--|----|--|--|--|
| 対 象 資 産 の 区 分 | 1 | 17条の2の2第1項表 () 号 25条の2の2第1項表 () 号 旧17条の2の2第1項 旧25条の2の2第1項 | 17条の2の2第1項表 () 号 25条の2の2第1項表 () 号 旧17条の2の2第1項 旧25条の2の2第1項 | 17条の2の2第1項表 () 号 25条の2の2第1項表 () 号 旧17条の2の2第1項 旧25条の2の2第1項 |
| 事 業 の 種 類 | 2 | | | |
| (機械・装置の耐用年数表の番号) 対 象 資 産 の 種 類 等 | 3 | () | () | () |
| 対 象 資 産 の 名 称 | 4 | | | |
| 同 上 の 所 在 地 | 5 | | | |
| 取 得 等 年 月 日 | 6 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| 事業の用に供した年月日 | 7 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| 購 入 先 | 8 | | | |
| 取 得 価 額 | 9 | 円 | 円 | 円 |
| 普 通 償 却 限 度 額 | 10 | | | |
| 特 別 償 却 率 | 11 | $\frac{25}{100}$ | $\frac{25}{100}$ | $\frac{25}{100}$ |
| 特 別 償 却 限 度 額 (9) - (10) 又は (9) × (11) | 12 | 円 | 円 | 円 |
| 償却・準備金方式の区分 | 13 | 償却・準備金 | 償却・準備金 | 償却・準備金 |
| 適 用 要 件 等 | | | | |
| 福 島 県 知 事 の 認 定 等 を 受 け た 年 月 日 | 14 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| 提 出 企 業 立 地 促 進 計 画 の 提 出 等 の あ っ た 年 月 日 | 15 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| 避 難 指 示 の 全 て が 解 除 さ れ た 年 月 日 | 16 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| そ の 他 参 考 と な る 事 項 | 17 | | | |

特別償却の付表 (震災一の二) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(19 特別償却の付表（震災特例法一の二））</p> <p>（廃 止）</p> <p>1 この特別償却の付表（震一の二）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の2の2第1項《企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域等において機械等を取得した場合の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の2の2第1項《連結法人が企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の2の2第1項の表の各号の第5欄若しくは第25条の2の2第1項の表の各号の第5欄に掲げる減価償却資産又は令和3年旧震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第25条の2の2第1項に規定する特定機械装置等をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、この制度の適用はありませんので注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。</p> <p>3 「対象資産の区分1」は、対象資産が震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第25条の2の2第1項又は令和3年旧震災特例法第17条の2の2第1項若しくは第25条の2の2第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。</p> <p>なお、対象資産が震災特例法第17条の2の2第1項又は第25条の2の2第1項の規定の適用を受けるものである場合には、（ ）内は、これらの規定の表の各号の該当</p> | <p>(19 特別償却の付表（震災特例法一の二））</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震一の二）の記載の仕方</p> <p>号を記載します。</p> <p>4 「事業の種類2」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第1項《企業立地促進計画の作成等》に規定する避難解除等区域復興再生推進事業、福島復興特措法第75第1項《特定事業活動振興計画の実施状況の報告等》に規定する提出特定事業活動振興計画（以下「提出特定事業活動振興計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第74条第1項《特定事業活動振興計画の作成等》に規定する特定事業活動（以下「特定事業活動」といいます。）に係る事業又は福島復興特措法第84条第1項《新産業創出等推進事業促進計画の作成等》に規定する新産業創出等推進事業のいずれかを記載します。</p> <p>5 「対象資産の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載します。</p> <p>6 「対象資産の名称4」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。</p> <p>7 「同上の所在地5」には、福島復興特措法第19条第1項《企業立地促進計画の実施状況の報告等》に規定する提出企業立地促進計画（以下「提出企業立地促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する企業立地促進区域（以下「企業立地促進区域」といいます。）、福島県の区域又は福島復興特措法第85条第1項《新産業創出等推進事業促進計画の実施状況の報告等》に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下「提出新産業創出等推進事業促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第84条第2項第2号に規定する新産業創出等推進事業促進区域内にある対象資産の所在地を記載します。</p> <p>8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。</p> <p>ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。</p> <p>9 「普通償却限度額10」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載します。この場</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------------|--|
| <p>(19 特別償却の付表（震災特例法一の二））</p> | <p>(19 特別償却の付表（震災特例法一の二））</p> <p>合、「特別償却率11」は使用しません。</p> <p>10 「特別償却限度額12」は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の計算式により計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 機械及び装置…(9)－ (10)</p> <p>(2) 建物及びその附属設備又は構築物…(9)×(11)</p> <p>11 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>12 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「福島県知事の認定等を受けた年月日14」には、福島復興特措法第20条第1項《避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の認定等》に規定する避難解除等区域復興再生推進事業実施計画の同条第3項の規定による福島県知事の認定、提出特定事業活動振興計画に定められた特定事業活動を行うことについての福島復興特措法第75条の2《課税の特例》の規定による福島県知事の指定又は福島復興特措法第85条の2第1項《新産業創出等推進事業実施計画の認定等》に規定する新産業創出等推進事業実施計画の同条第3項の規定による福島県知事の認定を受けた年月日を記載します。</p> <p>(2) 「提出企業立地促進計画の提出等のあった年月日15」には、提出企業立地促進計画の福島復興特措法第18条</p> <p>第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出、提出特定事業活動振興計画の福島復興特措法第74条第3項（同条第6項において準用する場合を含みます。）の規定による提出又は提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興特措法第84条第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出のあった年月日を記載します。</p> <p>なお、復興庁設置法等改正法附則第13条第1項《福島復興再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置》の規定の適用がある場合には、復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法第18条第4項《企業立地促進計画の作成等》の規定による同条第1項に規定する企業立地促進計画の提出のあった年月日を記載します。</p> <p>(3) 「避難指示の全てが解除された年月日16」には、企業立地促進区域に該当する福島復興特措法第18条第2項第2号に規定する避難解除区域等に係る避難指示（福島復興特措法第4条第4号イからホまで《定義》に掲げる指示をいいます。）の全てが解除された年月日を記載します。</p> <p>(4) 「その他参考となる事項17」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。</p> |

改 正 後

(20 特別償却の付表 (震災特例法一の三))

(廃 止)

改 正 前

(20 特別償却の付表 (震災特例法一の三))

避難解除区域等における機械等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の2の3①、25の2の3①、旧震災特例法17の2の3①、25の2の3①)

| | | | |
|----------------------|--------|-----|-----|
| 事業年度 又は連結 事業年度 | ・ ・ | 法人名 | () |
|----------------------|--------|-----|-----|

| | | | | |
|--|----|------------------|------------------|------------------|
| 事業の種類 | 1 | | | |
| (機械・装置の耐用年数表の番号) | 2 | () | () | () |
| 対象資産の種類等 | | | | |
| 対象資産の名称 | 3 | | | |
| 同上の所在地 | 4 | | | |
| 取得等年月日 | 5 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| 事業の用に供した年月日 | 6 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| 購入先 | 7 | | | |
| 取得価額 | 8 | 円 | 円 | 円 |
| 普通償却限度額 | 9 | | | |
| 特別償却率 | 10 | $\frac{25}{100}$ | $\frac{25}{100}$ | $\frac{25}{100}$ |
| 特別償却限度額 (8)-(9)又は(8)×(10) | 11 | 円 | 円 | 円 |
| 償却・準備金方式の区分 | 12 | 償却・準備金 | 償却・準備金 | 償却・準備金 |
| 適 用 要 件 等 | | | | |
| 福島県知事の確認を受けた年月日 | 13 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| 避難等指示が解除された年月日 | 14 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| 特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定があった年月日 | 15 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日 | 16 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| (16)の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分 | 17 | 該当・非該当・その他 | 該当・非該当・その他 | 該当・非該当・その他 |
| 福島復興特措法第4条第4号ハの指示が解除された年月日 | 18 | ・ ・ | ・ ・ | ・ ・ |
| その他参考となる事項 | 19 | | | |

特別償却の付表 (震一の三) 全三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(20 特別償却の付表（震災特例法一の三））</p> <p>(廃 止)</p> | <p>(20 特別償却の付表（震災特例法一の三））</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震一の三）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震一の三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取 得した場合の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」とい います。）第17条の2の3第1項《避難解除区域等において機械等を取 得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。） 第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の2の3第1項《連結法人が 避難解除区域等において機械等を取 得した場合の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の2の3第1項《連結法人が避難解除区域等において機械等を取 得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備 金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の2の3第1項若しくは第25条の2の3第1項に規定する特定機械装置等又は令和3 年旧震災特例法第17条の2の3第1項若しくは第25条の2の3第1項に規定する特定機械装置等をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考 となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。</p> <p>3 「事業の種類1」には、対象資産を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。</p> <p>4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、対象資産の種類、構造、細目等を記載します。また、その対象資産が機械及び装置である場合には、 （ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載 します。</p> <p>5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資</p> <p>産の名称を記載します。</p> <p>6 「同上の所在地4」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第18条第2項第2号《企業立地促進計画の作成等》に規定する避 難解除区域等（以下「避難解除区域等」といいます。）内にある対象資産の所在地を記載します。</p> <p>7 「取得価額8」には、対象資産の取得価額を記載 します。 ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立て る方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。</p> <p>8 「普通償却限度額9」は、対象資産が機械及び装置である場合に、その事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載 します。 この場合、「特別償却率10」は使用しません。</p> <p>9 「特別償却限度額11」は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の計算式により計算した金額を記載しま す。 (1) 機械及び装置…(8)－(9) (2) 建物及びその附属設備又は構築物…(8)×(10)</p> <p>10 「償却・準備金方式の区分12」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積 み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みま す。</p> <p>11 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。 (1) 「福島県知事の確認を受けた年月日13」には、避 難等指示（福島復興特措法第4条第4号イ、ロ、ニ又はホ《定義》に掲げる指示をいいます。以下同じ です。）の対象となった区域内に平成23年3月11日においてその事業所が所在していたことについて、福島復興特措法第36条《既存の事業所に係る個人事 業者等に対する課税の特例》の規定による福島県知事の確認を受けた年月日を記載します。 (2) 「避難等指示が解除された年月日14」には、避難 解除区域等に係る避難等指示が解除された年月日を記載 します。 (3) 「特定復興再生拠点区域復興再生計画につき認定 があった年月日15」には、福島復興特措法第17条の</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------------|---|
| <p>(20 特別償却の付表（震災特例法一の三））</p> | <p>(20 特別償却の付表（震災特例法一の三））</p> <p>2 第 1 項《特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定》に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第 6 項の認定があった場合に、その年月日を記載します。</p> <p>(4) 「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき変更の認定があった年月日16」には、福島復興特措法第17条の7 第 1 項《土地改良法等の特例》に規定する認定特定復興再生拠点区域復興再生計画につき福島復興特措法第17条の3 《東日本大震災復興特別区域法の準用》において準用する東日本大震災復興特別区域法第 6 条第 1 項《認定復興推進計画の変更》の変更の認定（以下「変更の認定」といいます。）があった場合に、その年月日を記載します。</p> <p>(5) 「16の変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域又は該当しないこととなる区域の区分17」は、変更の認定により新たに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特</p> <p>例に関する法律施行令第17条の2の3 《避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却》に規定する認定特定復興再生拠点区域（以下「認定特定復興再生拠点区域」といいます。）に該当することとなる区域については「該当」を、変更の認定により認定特定復興再生拠点区域に該当しないこととなる区域については「非該当」を、変更の認定にかかわらず引き続き認定特定復興再生拠点区域に該当する区域については「その他」を、それぞれ○で囲みます。</p> <p>(6) 「福島復興特措法第 4 条第 4 号ハの指示が解除された年月日18」には、福島復興特措法第 4 条第 4 号ハの指示が解除されている場合において、その解除された年月日を記載します。</p> <p>(7) 「その他参考となる事項19」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。</p> |

改 正 後

(21 特別償却の付表 (震災特例法二))

(廃 止)

改 正 前

(21 特別償却の付表 (震災特例法二))

復興居住区域における被災者向け優良賃貸住宅の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (旧震災特例法17の2①、25の2①)

| | | | | |
|--------------|---|---|-----|-----|
| 事業年度又は連結事業年度 | ・ | ・ | 法人名 | () |
|--------------|---|---|-----|-----|

| | | | | |
|--|----|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 被災者向け優良賃貸住宅の種類 | 1 | 建物・建物附属設備 | 建物・建物附属設備 | 建物・建物附属設備 |
| 家屋の構造又は設備の名称 | 2 | | | |
| 細目及び耐用年数 | 3 | (年) | (年) | (年) |
| 同 上 の 所 在 地 | 4 | | | |
| 取 得 等 年 月 日 | 5 | ・ | ・ | ・ |
| 事業の用に供した年月日 | 6 | ・ | ・ | ・ |
| 取 得 価 額 | 7 | 円 | 円 | 円 |
| 同上のうち対象となる部分の取得価額 | 8 | | | |
| 特 別 償 却 率 | 9 | $\frac{17 \text{又は} 25}{100}$ | $\frac{17 \text{又は} 25}{100}$ | $\frac{17 \text{又は} 25}{100}$ |
| 特 別 償 却 限 度 額 (8) × (9) | 10 | 円 | 円 | 円 |
| 償却・準備金方式の区分 | 11 | 償却・準備金 | 償却・準備金 | 償却・準備金 |
| 適 用 要 件 | | | | |
| 認定地方公共団体による指定年月日 | 12 | ・ | ・ | ・ |
| 復興居住区域の名称 | 13 | | | |
| 家屋及び建築物の区分 | 14 | 共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物 | 共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物 | 共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物 |
| 3.3平方メートル当たりの取得価額 | 15 | 円 | 円 | 円 |
| 各独立部分ごとの床面積 | 16 | m ² 戸 | m ² 戸 | m ² 戸 |
| | | m ² 戸 | m ² 戸 | m ² 戸 |
| | | m ² 戸 | m ² 戸 | m ² 戸 |
| 生活用設備の有無 | 17 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 被災者向け優先公募の有無 | 18 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 単身者向け優先公募の有無 | 19 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 適 正 家 賃 要 件 | 20 | 該 当 ・ 非 該 当 | 該 当 ・ 非 該 当 | 該 当 ・ 非 該 当 |
| 該当する各独立部分の戸数 | 21 | 戸 | 戸 | 戸 |
| (21)のうちその床面積が50m ² 以上であるものの戸数 | 22 | | | |

特別償却の付表 (震災二) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(21 特別償却の付表（震災特例法二））</p> <p>（廃 止）</p> | <p>(21 特別償却の付表（震災特例法二））</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震二）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震二）は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の2第1項《復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第25条の2第1項《連結法人が復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、令和3年旧震災特例法第17条の2第1項の表の第2号の第4欄又は第25条の2第1項の表の第2号の第4欄に掲げる被災者向け優良賃貸住宅（以下「被災者向け優良賃貸住宅」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。</p> <p>3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p>5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。</p> <p>6 「同上の所在地4」には、復興庁設置法等改正法による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号ロ《復興推進計画の認定》に規定する復興居住区域（以下「復興居住区域」といいます。）内にある被災者向け優良賃貸住宅の所在地を記載します。</p> <p>7 「取得価額7」には、その被災者向け優良賃貸住宅を含む建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。</p> <p>8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、その建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。</p> <p>9 「特別償却率9」の分子は、次の被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じそれぞれの数字を○で囲みます。</p> <p>(1) 旧復興特区法第41条第1項の規定により福島県又は福島県の区域内の市町村の指定を受けた法人が取得等をして旧復興特区法第4条第1項に規定する復興推進計画（以下「復興推進計画」といいます。）につき同条第9項（復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の認定（変更の認定を含み、以下「認定」といいます。）に係る復興居住区域内において賃貸住宅供給業（旧復興特区法第2条第3項第2号ハ《定義》に掲げる事業をいいます。）の用に供したもの…「25」</p> <p>(2) (1)以外のもの…「17」</p> <p>10 「償却・準備金方式の区分11」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>11 「適用要件」の各欄は、その資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。</p> <p>なお、その資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。</p> <p>(1) 「認定地方公共団体による指定年月日12」には、旧復興特区法第41条第1項の規定により認定地方公共団体（復興推進計画につき認定を受けた地方公共団体をいいます。）の指定を受けた年月日を記載します。</p> <p>(2) 「復興居住区域の名称13」には、例えば「○○復興居住区域」のように復興居住区域の名称を記載します。</p> <p>(3) 「家屋及び建築物の区分14」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>(4) 「3.3平方メートル当たりの取得価額15」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。</p> <p>(5) 「各独立部分ごとの床面積16」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|-----------------------------|---|
| <p>(21 特別償却の付表（震災特例法二））</p> | <p>(21 特別償却の付表（震災特例法二））</p> <p>(6) 「生活用設備の有無17」は、この制度の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> <p>(7) 「被災者向け優先公募の有無18」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）により行われるものであるかどうかを記載します。</p> <p>(8) 「単身者向け優先公募の有無19」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限り。）により行われるものであるかどうかを記載します。なお、各独立部分の床面積が全て50㎡以上である場合については、記載する必要はありません。</p> <p>(9) 「適正家賃要件20」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（令和3年3月31日付国土交通省告示第320号による廃止前の平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。</p> <p>(10) 「該当する各独立部分の戸数21」には、令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《復興居住区域において被災者向け優良賃貸住宅を取得した場合の特別償却》の要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(11) 「(21)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数22」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。</p> |

改 正 後

(22 特別償却の付表 (震災特例法三))

(廃 止)

改 正 前

(22 特別償却の付表 (震災特例法三))

特定復興産業集積区域又は復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法17の5①、25の5①、旧震災特例法17の5①、25の5①)

| | | | | |
|--------------|---|---|-----|-----|
| 事業年度又は連結事業年度 | ・ | ・ | 法人名 | () |
|--------------|---|---|-----|-----|

| | | | | |
|-------------------------------|----|--|--|--|
| 対象資産の区分 | 1 | 17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号 | 17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号 | 17条の5第1項第()号 25条の5第1項第()号 旧17条の5第1項第()号 旧25条の5第1項第()号 |
| 対象資産の種類等 | 2 | | | |
| 対象資産の名称 | 3 | | | |
| 同上の所在地 | 4 | | | |
| 資産の用途 (開発研究の目的) | 5 | | | |
| 取得等年月日 | 6 | ・ | ・ | ・ |
| 事業の用に供した年月日 | 7 | ・ | ・ | ・ |
| 購入先 | 8 | | | |
| 取得価額 | 9 | 円 | 円 | 円 |
| 普通償却限度額 | 10 | | | |
| 特別償却率 | 11 | $\frac{34 \text{ 又は } 50}{100}$ | $\frac{34 \text{ 又は } 50}{100}$ | $\frac{34 \text{ 又は } 50}{100}$ |
| 特別償却限度額 (9)-(10)又は(9)×(11) | 12 | 円 | 円 | 円 |
| 償却・準備金方式の区分 | 13 | 償却・準備金 | 償却・準備金 | 償却・準備金 |
| 適用要件等 | | | | |
| 認定地方公共団体等による指定年月日 | 14 | ・ | ・ | ・ |
| 認定地方公共団体等の名称 | 15 | | | |
| 特定復興産業集積区域等の名称 | 16 | | | |
| その他参考となる事項 | 17 | | | |

中小企業者又は中小連結法人の判定

| | | | | | | | |
|------------------------------|----|---|--------------|----|------------------------|----|------------|
| 発行済株式又は出資の総数又は総額 | 18 | | 大規模法人等の保有する細 | 順位 | 大規模法人 | | 株式数又は出資金の額 |
| (18)のうちその有する自己の株式又は出資の総数又は総額 | 19 | | | 1 | | 26 | |
| 差引(18)-(19) | 20 | | | | | 27 | |
| 常時使用する従業員の数 | 21 | 人 | | | | 28 | |
| 第1順位の株式数又は出資金の額 | 22 | | | | | 29 | |
| 保有割合 | 23 | % | | | 30 | | |
| 大規模法人の保有する株式数等の計 | 24 | | | | 31 | | |
| 保有割合 | 25 | % | | | 計 26+27+28+29+30+31 | 32 | |

03.06改正

特別償却の付表 (震災三) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(22 特別償却の付表（震災特例法三））</p> <p>（廃 止）</p> | <p>(22 特別償却の付表（震災特例法三））</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震三）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震三）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第17条の5第1項《復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第25条の5第1項《特定復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第25条の5第1項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産、令和3年改正法附則第100条第2項《法人の復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置》若しくは第112条第2項《復興産業集積区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却等に関する経過措置》に規定する旧開発研究用資産（以下「旧開発研究用資産」といいます。）又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。</p> <p>3 「対象資産の区分1」は、対象資産が震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。</p> <p>なお、対象資産が次に掲げる資産に該当する場合には、（ ）内はその資産の区分に応じそれぞれ次のように記載します。</p> <p>(1) 旧開発研究用資産…令和3年改正法附則第100条第2項各号又は第112条第2項各号の該当号を記載します。</p> <p>(2) 令和3年旧震災特例法第17条の5第1項又は第25条の5第1項に規定する開発研究用資産…令和3年旧震災特例法第17条の5第1項各号又は第25条の5第1項各号の該当号を記載します。</p> <p>4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第六に基づき、対象資産の種類、細目等を記載します。</p> <p>5 「対象資産の名称3」には、対象資産に該当する資産の名称を記載します。</p> <p>6 「同上の所在地4」には、特定復興産業集積区域等（東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）第37条第1項に規定する特定復興産業集積区域、令和3年改正法附則第100条第2項若しくは第112条第2項に規定する旧復興産業集積区域（以下「旧復興産業集積区域」といいます。）又は復興庁設置法等改正法による改正前の東日本大震災復興特別区域法（以下「旧復興特区法」といいます。）第4条第2項第4号イ《復興推進計画の認定》に規定する復興産業集積区域をいいます。以下同じです。）内にある対象資産の所在地を記載します。</p> <p>7 「資産の用途（開発研究の目的）5」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等の用途（開発研究の目的）を記載します。</p> <p>8 「取得価額9」には、対象資産の取得価額を記載します。</p> <p>ただし、その対象資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。</p> <p>9 「普通償却限度額10」には、対象資産が旧開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第1号若しくは第112条第2項第1号に掲げるもの又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項第1号若しくは第25条の5第1項第1号に掲げる開発研究用資産である場合に、その開発研究の用に供した日を含む事業年度又は連結事</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(22 特別償却の付表（震災特例法三））</p> <p>業年度の普通償却限度額を記載します。この場合、「特別償却率11」は使用しません。</p> <p>10 「特別償却率11」の分子は、次の対象資産の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。</p> <p>(1) 中小企業者等（震災特例法第17条の5第1項に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。以下同じです。）又は中小連結法人等（震災特例法第25条の5第1項に規定する中小連結法人又は連結親法人である農業協同組合等をいいます。以下同じです。）が取得等をする震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産、旧特定開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第2号若しくは第112条第2項第2号に掲げるもの又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項第2号若しくは第25条の5第1項第2号に掲げる開発研究用資産…「50」</p> <p>(2) 中小企業者等又は中小連結法人等以外の法人が取得等をする震災特例法第17条の5第1項若しくは第25条の5第1項に規定する開発研究用資産、旧特定開発研究用資産のうち令和3年改正法附則第100条第2項第3号若しくは第112条第2項第3号に掲げるもの又は令和3年旧震災特例法第17条の5第1項第3号若しくは第25条の5第1項第3号に掲げる開発研究用資産…「34」</p> <p>11 「特別償却限度額12」には、次の区分に応じそれぞれ次の算式により計算した金額を記載します。</p> <p>(1) 9の場合…(9)－(10)</p> <p>(2) (1)以外の場合…(9)×(11)</p> <p>12 「償却・準備金方式の区分13」は、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>13 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「認定地方公共団体等による指定年月日14」には、復興特区法第39条第1項の規定により認定地方公共団体（復興特区法第4条第1項《復興推進計画の認定》に規定する復興推進計画につき同条第9項の認定（変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団体をいいます。以下同じです。）の指定を受けた年月日又は旧復興特区法第39条第1項の規定により旧認定地方公共団体（旧復興特区法第4条第1項に規定する復興推進計画につき同条第9項（復興庁設置法等改正法による改正前の福島復興再生特別措置法第74条又は第75条の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の認定（変更の認定を含みます。）を受けた地方公共団</p> | <p>(22 特別償却の付表（震災特例法三））</p> <p>体をいいます。以下同じです。）の指定を受けた年月日を記載します。</p> <p>なお、令和3年4月1日前に旧認定地方公共団体の指定を受けた法人又は連結法人が、同日から令和6年3月31日までの間に、旧復興産業集積区域内において開発研究の用に供した旧開発研究用資産につきこの制度の適用を受ける場合には、令和3年3月31日を含む事業年度又は連結事業年度に係る旧認定地方公共団体から交付された認定書に、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により同日までにその用に供することができなかつたと認められる資産として記載されている必要があります。</p> <p>(2) 「認定地方公共団体等の名称15」には、認定地方公共団体又は旧認定地方公共団体の名称を記載します。</p> <p>(3) 「特定復興産業集積区域等の名称16」には、例えば「○○復興産業集積区域」のように特定復興産業集積区域等の名称を記載します。</p> <p>(4) 「その他参考となる事項17」には、その資産が対象資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。</p> <p>14 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その対象資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人又は連結法人（以下「判定法人」といいます。）の発行済株式等の状況（その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。</p> <p>(1) 「保有割合23」が50%以上となる場合又は「保有割合25」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、10(1)の特別償却率の適用はありませんので注意してください。</p> <p>(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細26～31」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人（注）について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p> <p>(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</p> <p>ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> |

改 正 後

(23 特別償却の付表 (震災特例法四))

(廃 止)

改 正 前

(23 特別償却の付表 (震災特例法四))

新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用
資産の特別償却の償却限度額の計算に関する付表
(震災特例法18①、26①)

事業年度
又は連結
事業年度

・
・

法人名

()

| | | | | |
|--------------------------------|----|--------|--------|--------|
| 開発研究用資産の種類等 | 1 | | | |
| 開発研究用資産の名称 | 2 | | | |
| 同上の所在地 | 3 | | | |
| 資産の用途 (開発研究の目的) | 4 | | | |
| 取得等年月日 | 5 | ・ | ・ | ・ |
| 事業の用に供した年月日 | 6 | ・ | ・ | ・ |
| 購入先 | 7 | | | |
| 取得価額 | 8 | | 円 | 円 |
| 普通償却限度額 | 9 | | | |
| 特別償却限度額 (8)-(9) | 10 | | | |
| 償却・準備金方式の区分 | 11 | 償却・準備金 | 償却・準備金 | 償却・準備金 |
| 適 用 要 件 等 | | | | |
| 福島県知事の認定 を受けた年月日 | 12 | ・ | ・ | ・ |
| 提出新産業創出等推進事業促進 計画の提出のあった年月日 | 13 | ・ | ・ | ・ |
| その他参考となる事項 | 14 | | | |

03.06改正

特別償却の付表 (震災四) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(23 特別償却の付表（震災特例法四））</p> <p>（廃 止）</p> | <p>(23 特別償却の付表（震災特例法四））</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震四）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震四）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条第1項《新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条第1項《新産業創出等推進事業促進区域における連結法人の開発研究用資産の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、震災特例法第18条第1項又は第26条第1項に規定する開発研究用資産（以下「開発研究用資産」といいます。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した開発研究用資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。</p> <p>3 「開発研究用資産の種類等1」には、耐用年数省令別表第六に基づき、開発研究用資産の種類、細目等を記載します。</p> <p>4 「開発研究用資産の名称2」には、開発研究用資産に該当する資産の名称を記載します。</p> <p>5 「同上の所在地3」には、福島復興再生特別措置法（以下「福島復興特措法」といいます。）第85条第1項《新産業創出等推進事業促進計画の実施状況の報告等》に規定する提出新産業創出等推進事業促進計画（以下「提出新産業創出等推進事業促進計画」といいます。）に定められた福島復興特措法第84条第2項第2号《新産業創出等推進事業促進計画の作成等》に規定する新産業創出等推進事業促進区域内にある開発研究用資産の所在地を記載します。</p> <p>6 「資産の用途（開発研究の目的）4」には、例えば、「新素材の研究開発」、「情報通信機器の研究開発」等の用途（開発研究の目的）を記載します。</p> <p>7 「取得価額8」には、開発研究用資産の取得価額を記載します。</p> <p>ただし、その開発研究用資産につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。</p> <p>8 「普通償却限度額9」は、開発研究用資産を事業の用に供した日を含む事業年度又は連結事業年度の普通償却限度額を記載します。</p> <p>9 「償却・準備金方式の区分11」は、その開発研究用資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>10 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「福島県知事の認定を受けた年月日12」には、福島復興特措法第85条の2第1項《新産業創出等推進事業実施計画の認定等》に規定する新産業創出等推進事業実施計画の同条第3項の規定による福島県知事の認定を受けた年月日を記載します。</p> <p>(2) 「提出新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった年月日13」には、提出新産業創出等推進事業促進計画の福島復興特措法第84条第4項（同条第7項において準用する場合を含みます。）の規定による提出のあった年月日を記載します。</p> <p>(3) 「その他参考となる事項14」には、その資産が開発研究用資産に該当する旨等参考となる事項を記載します。</p> |

改 正 後

(24 特別償却の付表 (震災特例法五))

(廃 止)

改 正 前

(24 特別償却の付表 (震災特例法五))

被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表 (震災特例法18の2、26の2、旧震災特例法18、26)

| | | | | |
|----------------------|---|---|-----|-----|
| 事業年度 又は連結 事業年度 | ・ | ・ | 法人名 | () |
|----------------------|---|---|-----|-----|

| | | | | | |
|--|----|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 資 産 の 種 類 | 1 | 被災代替資産 被災区域内供用資産 | 被災代替資産 被災区域内供用資産 | 被災代替資産 被災区域内供用資産 | 被災代替資産 被災区域内供用資産 |
| (耐用年数通達付表10の番号) | 2 | () | () | () | () |
| 対 象 資 産 の 種 類 等 | 3 | | | | |
| 対象資産の構造又は名称 | 3 | | | | |
| 取 得 等 年 月 日 | 4 | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 取得等の後、最初に 事業の用に供した年月日 | 5 | ・ | ・ | ・ | ・ |
| 東日本大震災に起因して 事業の用に供することが できなくなった資産の用途 | 6 | (m ²) |
| 被災代替資産の用途 | 7 | (m ²) |
| 取 得 価 額 | 8 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 同上のうち対象となる 部分の取得価額 | 9 | | | | |
| 特 別 償 却 率 | 10 | $\frac{10、12、20又は24}{100}$ | $\frac{10、12、20又は24}{100}$ | $\frac{10、12、20又は24}{100}$ | $\frac{10、12、20又は24}{100}$ |
| 特 別 償 却 限 度 額 (9) × (10) | 11 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 償却・準備金方式の区分 | 12 | 償却・準備金 | 償却・準備金 | 償却・準備金 | 償却・準備金 |
| そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項 | 13 | | | | |

中 小 企 業 者 又 は 中 小 連 結 法 人 の 判 定

| | | | | | | |
|----------------------------------|----------------------|---------------------|---|----|----------------------------------|----------------|
| 発行済株式又は出資の 総 数 又 は 総 額 | 14 | | 大 株 規 模 法 人 等 の 保 有 明 細 | 順位 | 大 規 模 法 人 | 株式数又は 出資金の額 |
| (14)のうちその有する自己の株式 又は出資の総数又は総額 | 15 | | | 1 | | 22 |
| 差 引(14) - (15) | 16 | | | | | 23 |
| 常時使用する従業員の数 | 17 | 人 | | | | 24 |
| 大規模法人の株式 数等の保有割合 | 第1順位の株式数又は 出資金の額 | (22) | | | | 25 |
| | 保 有 割 合 | $\frac{(18)}{(16)}$ | % | | | 26 |
| | 大規模法人の保有する 株式数等の計 | (28) | | | | 27 |
| | 保 有 割 合 | $\frac{(20)}{(16)}$ | % | | 計 22 + 23 + 24 + 25 + 26 + 27 | 28 |

03. 06改正

特別償却の付表 (震災五) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(24 特別償却の付表（震災特例法五）)

(廃 止)

(24 特別償却の付表（震災特例法五）)

特別償却の付表（震五）の記載の仕方

- 1 この特別償却の付表（震五）は、法人が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災代替資産等の特別償却》若しくは令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条第1項《被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災代替資産等の特別償却》若しくは令和3年旧震災特例法第26条第1項《連結法人の被災代替資産等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、対象資産（震災特例法第18条の2第1項若しくは第26条の2第1項に規定する被災代替資産等又は令和3年旧震災特例法第18条第1項若しくは第26条第1項に規定する被災代替資産等をいいます。以下同じです。）の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
ただし、所有権移転外リース取引により取得した対象資産については、この制度の適用はありませんので注意してください。
- 2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。
- 3 「資産の種類1」は、その対象資産が、被災代替資産（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2各号《被災代替資産等の特別償却》若しくは第23条の2各号《連結法人の被災代替資産等の特別償却》に掲げる減価償却資産又は令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条各号《被災代替資産等の特別償却》若しくは第23条各号《連結法人の被災代替資産等の特別償却》に掲げる減価償却資産をいいます。以下同じです。）又はそれ以外の資産（以下「被災区域内供用資産」といいます。）のいずれの種類に該当するかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

- 4 「対象資産の種類等2」には、耐用年数省令別表第一の「種類」又は昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」付表10（以下「耐用年数通達付表10」といいます。）の「設備の種類」を記載しますが、その対象資産が機械及び装置である場合には、耐用年数通達付表10の番号を（ ）内に記載します。
- 5 「対象資産の構造又は名称3」には、建物についてはその構造を、それ以外のものについてはその名称を記載します。
- 6 「東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の用途6」及び「被災代替資産の用途7」の各欄は、「資産の種類1」の資産が被災代替資産である場合に、次により記載します。
なお、令和3年4月1日以後に取得等をする車両及び運搬具については、この制度の適用はありませんので注意してください。
(1) 用途は、次の表を参考に記載します。

| 資産の種類 | 用 途 |
|-------------|--------------------|
| 建 物 | 「事務所用」、「工場用」など |
| 構 築 物 | 「鉄道業用」、「発電用」など |
| 機 械 及 び 装 置 | 耐用年数通達付表10の「設備の種類」 |
| 船 舶 | 「漁船」 |
| 車両及び運搬具 | 「運送事業用」など |
- (2) 被災代替資産が建物（その附属設備を含みます。以下同じ。）である場合は、建物全体の床面積を「6」及び「7」の各欄の（ ）内に記載します。
- 7 「取得価額8」に、対象資産の取得価額を記載した上、「同上のうち対象となる部分の取得価額9」は次により記載します。
(1) 被災代替資産である建物…その床面積が東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった建物の床面積の1.5倍を超える場合には、その取得価額のうちその床面積の1.5倍に相当する部分の金額
(2) (1)以外の対象資産…その取得価額
- 8 「特別償却率10」の分子は、次の法人の区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。
(1) 中小企業者等（震災特例法第18条の2第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等又は令和3年旧震災特例法第18条第1項に規定する中小企業者若しくは農業協同組合等をいいます。）又は中小連結法人等（震災特例法第26条の2第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等又は令

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------------|---|
| <p>(24 特別償却の付表（震災特例法五））</p> | <p>(24 特別償却の付表（震災特例法五））</p> <p>和3年旧震災特例法第26条第1項に規定する中小連結法人若しくは連結親法人である農業協同組合等をいいます。）</p> <p>イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「12」</p> <p>ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具（車両及び運搬具にあつては、令和3年4月1日以後に取得等をするものを除きます。）…「24」</p> <p>(2) (1)以外の法人</p> <p>イ 建物又は構築物（増築部分を含みます。）…「10」</p> <p>ロ 機械及び装置、船舶又は車両及び運搬具（車両及び運搬具にあつては、令和3年4月1日以後に取得等をするものを除きます。）…「20」</p> <p>9 「償却・準備金方式の区分12」には、その対象資産につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>10 「その他参考となるべき事項13」には、被災区域内供用資産の事業の用に供した区域のほか、その対象資産の種類に応じ次により記載するなど、この特別償却の適用に関し参考となるべき事項を記載します。</p> <p>(1) 対象資産が構築物である場合…被災代替資産及び東日本大震災に起因して事業の用に供することができなくなった資産の規模を記載します。</p> <p>(2) 対象資産が車両及び運搬具である場合…被災代替資産が道路運送車両法第4条《登録の一般的効力》に規定する自動車登録ファイルに登録されているもの又は同法第72条第1項《検査記録》に規定する軽自動車検査ファイルに登録されているものうちいずれに該当するかについて記載します。</p> <p>11 「中小企業者又は中小連結法人の判定」の各欄は、その資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により法人又は連結法人（以下「判定法人」といいます。）の発行済株式等の状況（その判定法人が連結子法人である場合には、連結親法人の発行済株式等の状況）を記載するほか、次によります。</p> <p>(1) 「保有割合19」が50%以上となる場合又は「保有割合21」が3分の2（66.666…%）以上となる場合には、8(1)の特別償却率の適用はありませんので注意してください。</p> <p>(2) 「大規模法人の保有する株式数等の明細22～27」の各欄は、その判定法人の株主等のうち大規模法人(注)について、その所有する株式数又は出資金の額の最も多いものから順次記載します。</p> <p>(注) 大規模法人とは、次のイからハまでの法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。また、令和3年4月1日前に開始した事業年度又は連結事業年度においては、独立行政法人中小企業基盤整備機構（その判定法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第21条第1項《事業再編投資計画の変更等》に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。）を除きます。</p> <p>イ 資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人</p> <p>ロ 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</p> <p>ハ 次の(イ)又は(ロ)の法人</p> <p>(イ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。以下同じです。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人</p> <p>A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人</p> <p>B 相互会社及び外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人</p> <p>C 受託法人</p> <p>(ロ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において、そのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(イ)の法人を除きます。）</p> <p>(3) 連結親法人が中小連結法人に該当する場合であっても、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える連結子法人については、中小連結法人以外の連結法人として取り扱われますので注意してください。</p> |

改 正 後

(25 特別償却の付表 (震災特例法六))

(廃 止)

改 正 前

(25 特別償却の付表 (震災特例法六))

被災者向け優良賃貸住宅の割増償却の償却限度額の
計算に関する付表 (旧震災特例法18の2、26の2)

| | | | | |
|----------------------|---|---|-----|-----|
| 事業年度 又は連結 事業年度 | ・ | ・ | 法人名 | () |
| | ・ | ・ | | |

| | | | | |
|--|----|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 被災者向け優良賃貸住宅の種類 | 1 | 建物・建物附属設備 | 建物・建物附属設備 | 建物・建物附属設備 |
| 家屋の構造又は設備の名称 | 2 | | | |
| 細目及び耐用年数 | 3 | ()年 | ()年 | ()年 |
| 同上の所在地 | 4 | | | |
| 取得等年月日 | 5 | ・ | ・ | ・ |
| 新築等の後、最初に 事業の用に供した年月日 | 6 | ・ | ・ | ・ |
| 取得価額 | 7 | 円 | 円 | 円 |
| 同上のうち対象となる 部分の取得価額 | 8 | | | |
| 同上に係る普通償却限度額 | 9 | | | |
| 割増償却率 | 10 | 20、28、40、50、56又は70 100 | 20、28、40、50、56又は70 100 | 20、28、40、50、56又は70 100 |
| 割増償却限度額 (9) × (10) | 11 | 円 | 円 | 円 |
| 償却・準備金方式の区分 | 12 | 償却・準備金 | 償却・準備金 | 償却・準備金 |
| 適 用 要 件 | | | | |
| 家屋及び建築物の区分 | 13 | 共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物 | 共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物 | 共同住宅・長屋 耐火建築物・準耐火建築物 |
| 3.3平方メートル当たりの取得価額 | 14 | 円 | 円 | 円 |
| 各独立部分ごとの床面積 | 15 | m ² 戸 | m ² 戸 | m ² 戸 |
| | | m ² 戸 | m ² 戸 | m ² 戸 |
| | | m ² 戸 | m ² 戸 | m ² 戸 |
| 生活用設備の有無 | 16 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 被災者向け優先公募の有無 | 17 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 単身者向け優先公募の有無 | 18 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 | 有 ・ 無 |
| 適正家賃要件 | 19 | 該当 ・ 非該当 | 該当 ・ 非該当 | 該当 ・ 非該当 |
| 該当する各独立部分の戸数 | 20 | 戸 | 戸 | 戸 |
| (20)のうちその床面積が50m ² 以上 であるものの戸数 | 21 | | | |

特別償却の付表 (震災六) 令三・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(25 特別償却の付表（震災特例法六））</p> <p>（廃 止）</p> | <p>(25 特別償却の付表（震災特例法六））</p> <p style="text-align: center;">特別償却の付表（震六）の記載の仕方</p> <p>1 この特別償却の付表（震六）は、法人が令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「令和3年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「平成29年旧震災特例法」といいます。）第18条の2第1項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が令和3年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》若しくは平成29年旧震災特例法第26条の2第1項《連結法人の被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41《準備金方式による特別償却》の特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、被災者向け優良賃貸住宅（令和3年旧震災特例法第18条の2第1項若しくは第26条の2第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅又は平成29年旧震災特例法第18条の2第1項若しくは第26条の2第1項に規定する被災者向け優良賃貸住宅をいいます。以下同じです。）の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。</p> <p>ただし、所有権移転外リース取引により取得した被災者向け優良賃貸住宅については、この制度の適用はありませんので注意してください。</p> <p>2 連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載します。</p> <p>3 「被災者向け優良賃貸住宅の種類1」は、その被災者向け優良賃貸住宅が「建物」又は「建物附属設備」のいずれの種類に該当するか区分に応じ、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>4 「家屋の構造又は設備の名称2」には、建物についてはその構造を、建物附属設備についてはその設備の名称を記載します。</p> <p>5 「細目及び耐用年数3」には、耐用年数省令別表第一に基づきその細目を記載します。また、（ ）内には新築の時の耐用年数を記載します。</p> <p>6 「同上の所在地4」には、その被災者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供している令和3年旧震災特例法第18条の2第1項に規定する特定激甚災害地域又は平成29年旧震災特例法第18条の2第1項に規定する特定激甚災害地域の市町村名を「宮古市」、「仙台市」、「福島市」などと記載します。</p> <p>7 「取得価額7」には、その被災者向け優良賃貸住宅を含む建物又は建物附属設備全体の取得価額を記載します。</p> <p>8 「同上のうち対象となる部分の取得価額8」には、その建物又は建物附属設備のうち、被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分に対応する取得価額を記載します。</p> <p>9 「割増償却率10」の分子は、被災者向け優良賃貸住宅の新築時における耐用年数が次のいずれかに該当するか区分に応じそれぞれ次の数字を○で囲みます。</p> <p>(1) 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得等をしたもの</p> <p>イ 耐用年数が35年以上である場合…「28」</p> <p>ロ 耐用年数が35年未満である場合…「20」</p> <p>(2) 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に取得等をしたもの</p> <p>イ 耐用年数が35年以上である場合…「56」</p> <p>ロ 耐用年数が35年未満である場合…「40」</p> <p>(3) 平成29年3月31日以前に取得等をしたもの</p> <p>イ 耐用年数が35年以上である場合…「70」</p> <p>ロ 耐用年数が35年未満である場合…「50」</p> <p>10 「償却・準備金方式の区分12」は、その被災者向け優良賃貸住宅に該当する部分につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるか区分に応じ、該当するものを○で囲みます。</p> <p>11 「適用要件」の各欄は、その資産が被災者向け優良賃貸住宅に該当する旨の事項を該当欄に次により記載します。</p> <p>なお、その資産が建物附属設備である場合には、これらの各欄の記載は要しません。</p> <p>(1) 「家屋及び建築物の区分13」は、それぞれ該当するものを○で囲みます。</p> <p>(2) 「3.3平方メートル当たりの取得価額14」には、その各独立部分に係る共同住宅又は長屋の3.3平方メートル当たりの取得価額を記載します。</p> <p>(3) 「各独立部分ごとの床面積15」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の床面積を記載します。</p> <p>(4) 「生活用設備の有無16」は、この制度の適用を受けようとする各独立部分が専用の台所、浴室、便所及び洗面設備を備えたものであるかどうかの区分に応じ、いずれかを○で囲みます。</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------------------------|--|
| <p>(25 特別償却の付表（震災特例法六））</p> | <p>(25 特別償却の付表（震災特例法六））</p> <p>(5) 「被災者向け優先公募の有無17」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（東日本大震災の被災者に対し優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）により行われるものであるかどうかを記載します。</p> <p>(6) 「単身者向け優先公募の有無18」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸が公募の方法（単身者に対して優先して賃貸することが明らかにされているものに限り、）により行われるものであるかどうかを記載します。</p> <p>(7) 「適正家賃要件19」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分の賃貸に係る家賃の額が、国土交通大臣が定める方法（令和3年3月31日付国土交通省告示第320号による廃止前の平成23年12月14日付国土交通省告示第1288号）によって算定された額を超えないものに該当するかどうかを記載します。</p> <p>(8) 「該当する各独立部分の戸数20」には、令和3年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第18条の2第2項《被災者向け優良賃貸住宅の割増償却》の要件に該当する各独立部分の戸数を記載します。</p> <p>(9) 「(20)のうちその床面積が50㎡以上であるものの戸数21」には、この制度の適用を受けようとする各独立部分について、その床面積が50㎡以上であるものの戸数を記載します。</p> |